

V その他の改正

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 資本金等の額 (法令8①十八・十九、改正法令附則2)</p>	<p>○ 資本の払戻しを行った場合の減資資本金額又は出資等減少分配を行った場合の分配資本金額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等減少額を限度とすることとされました。</p> <p>ロ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合の減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類株式の種類資本金額を基礎として計算することとされました。</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>令4.4.1以後に資本の払戻し等を行う場合について適用されません。</p>
<p>(2) 所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等 (法令23①四・五、改正法令附則3)</p>	<p>○ 資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合のみなし配当等の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等又は分配対応資本金額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等減少額を限度とすることとされました。</p> <p>ロ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるのみなし配当等の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しに係る各種類株式の種類資本金額を基礎として計算することとされました。</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>令4.4.1以後に資本の払戻し等を行う場合について適用されません。</p>
<p>(3) 還付金等の益金不算入 (法26④、法38③、改正法附則9)</p>	<p>○ 本制度の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額が除外されました。</p> <p>なお、法第38条第3項((法人税額等の損金不算入))に規定される通算税効果額の範囲も同様となります。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p>
<p>(4) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入 (法42①⑤、法令79の2、改正法附則10①)</p> <p>(法令79四、改正法令附則4①)</p>	<p>○ 国庫補助金等の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその交付の目的に適合する固定資産の取得又は改良をしている場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。</p> <p>○ 対象となる国庫補助金等の範囲に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条第1号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金が追加されました。</p>	<p>令4.4.1以後に交付を受ける国庫補助金等に係る固定資産について適用され、同日前に交付を受けた国庫補助金等に係る固定資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に交付を受ける助成金について適用されます。</p>
<p>(5) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入 (法45①⑤、法令82の3、改正法附則10②)</p>	<p>○ 工事負担金の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその事業に必要な施設を構成する固定資産を取得している場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。</p>	<p>令4.4.1以後に交付を受ける金銭又は資材に係る固定資産について適用され、同日前に交付を受けた金銭又は資材に係る固定資産については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(6) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法46①④、法令83の4、改正法附則10③)	○ 賦課金の納付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその事業の用に供する固定資産の取得又は改良をしている場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できると及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後に賦課に基づいて納付される金額に係る固定資産について適用され、同日前に賦課に基づいて納付された金額に係る固定資産については、従来どおり適用されます。
(7) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法47①⑤、法令85①、改正法附則10④)	○ 保険金等の支払を受けた日の属する事業年度前の事業年度において代替資産又は損壊資産等の取得又は改良をしている場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できると及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後に支払を受ける保険金等に係る代替資産又は損壊資産等について適用され、同日前に支払を受けた保険金等に係る代替資産又は損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産については、従来どおり適用されます。
(8) 不正行為等に係る費用等(法55③、法令111の4①、184①十四・⑤表、法規25の10、60の4表、改正法附則1三ロ、11、改正法令附則1、改正法規附則1二イ)	○ 隠蔽仮装行為に基づき確定申告書(その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除きます。以下同じです。)を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額(資産の取得に直接に要した一定の額を除きます。以下同じです。)、費用の額及び損失の額は、その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類によりその原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合等の一定の場合に該当するその原価の額、費用の額又は損失の額を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。	令5.1.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(9) 支配関係5年継続要件の見直し(法令112の2③二、法令131の8①二、法令131の19①、改正法令附則5、7、8)	○ 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、共同事業性がない場合等の損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件のうち支配関係5年継続要件について、次の見直しが行われました。 イ 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日(改正前:設立日)の最も早いものとの間で行うものとされました。 ロ 要件の判定を行う通算法人等が通算承認日の5年前の日後に設立された法人である場合の支配関係5年継続要件の特例について、次の見直しが行われました。 (イ) 通算子法人の判定において、自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人(通算法人を除きます。)を被合併法人とするもの等が特例の適用から除外される組織再編成に追加されました。 (ロ) 特例の対象となる組織再編成に通算グループ内の法人間の組織再編成が追加されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(10) 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合	○ 通算子法人(主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人を除きます。以下同じです。)の離	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されま

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例 (法令119の3⑥～⑧、法規27①、改正法令附則6①～④、改正法規附則2)</p>	<p>脱時等にその通算子法人の株式を有する各通算法人の全てがその子法人株式に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時等の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その各通算法人のいずれかがその計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時等に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置が講じられました。</p>	<p>す。 なお、離脱する通算子法人が連結納税制度から通算制度に移行した法人である場合には、連結完全支配関係を有することとなった日以前に取得したその法人の株式に係る資産調整勘定等対応金額を簿価純資産価額に加算することができることとされています。 また、連結納税制度から通算制度に移行した親法人が、令4.4.1以後最初に開始する事業年度終了の日までに、連結内適格合併に係る被合併法人の株式に係る資産調整勘定等対応金額につきこの経過措置の適用を受ける旨等を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その連結内適格合併に係る合併法人の株式に係る左記の加算措置の適用については、その被合併法人の株式に係る資産調整勘定等対応金額について、通算内適格合併に係る被合併法人調整勘定対応金額と同様、左記の加算措置の対象とする経過措置が講じられています。</p>
<p>(11) 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益 (法令131の15①一二、改正法令附則8)</p>	<p>○ 時価評価資産から最初通算事業年度開始の日の5年前の日以後に終了する事業年度において法第46条第1項((非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入))の規定の適用を受けた減価償却資産が除外されました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(12) 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益 (法令131の17③一・四、改正法令附則8)</p> <p>(法令131の17③二・三、改正法令附則8)</p>	<p>○ 上記(11)と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 時価評価資産に帳簿価額1,000万円未満の営業権が追加されました。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(13) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入 (法令133、法規27の17、改正法令附則9)</p>	<p>○ 対象資産(使用可能期間が1年未満であるものを除きます。)から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供した減価償却資産が除外されました。</p>	<p>令4.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産について</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
		は、従来どおり適用されます。
(14) 一括償却資産の損金算入(法令133の2①③、法規27の17の2、改正法令附則9)	○ 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供した減価償却資産が除外されました。	同上
(15) 電子情報処理組織による申告(法75の4①、法規36の4⑤)	○ 電子情報処理組織を使用する方法により確定申告書等に記載すべきものとされている事項を提供しなければならない法人の添付書類記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法が除外されました。	令4.4.1から施行されます。
(16) 欠損金の繰戻しによる還付(法80⑦、改正法令附則13)	○ 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額の計算上、通算対象外欠損金額から控除する金額が、通算対象外欠損金額のうち災害損失欠損金額の繰戻しにより還付を受ける金額の計算の基礎とするものとされる等の所要の整備が行われました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(17) 協同組合等の範囲(法別表第三、改正法令附則1七)	○ 協同組合等の範囲に労働者協同組合連合会が追加されました。	労働者協同組合法の施行の日(令4.10.1)から施行されます。
(18) 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額(措法42の14①、改正法令附則39)	○ 対象となる税額控除に以下のものが追加されました。 イ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①) ロ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の10②) ハ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11②) ニ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の6②)	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(19) 法人課税信託の受託者等に関する通則(措令1の2③、改正法令附則1)	○ 法人課税信託の受託法人の沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を2,000万円とすることとされました。	令4.4.1から施行されます。
(20) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①表一、改正法令附則45①)	○ 情報通信産業特別地区に係る措置の適用対象となる法人について、沖縄振興法に規定する認定法人のうち主務大臣の確認を情報通信産業振興計画の提出の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに該当する内国法人とされました。	令4.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(措法60①表二、改正法令附則45①)	○ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の適用対象となる法人について、沖縄振興法に規定する認定法人のうち主務大臣の確認を国際物流拠点産業集積計画の提出の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに該当する内国法人とされました。	同上
(措法60②)	○ 経済金融活性化特別地区に係る措置について、認定期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
(21) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61①）	○ 指定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	—
(22) 交際費等の損金不算入（措法61の4①、改正法附則39） （措法61の4②二、措令1の2③表、改正法附則39） （措法61の4③⑤、改正法附則39） （措法61の4①）	<p>○ 通算法人又はその通算法人の適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合は、その通算法人及び他の通算法人の全ての法人が支出する交際費等の額の全額が損金不算入とされました。</p> <p>○ 通算法人又はその通算法人の適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次のイからハまでの法人又は受託法人に該当する場合は、その通算法人及び他の通算法人の全ての法人が定額控除限度額の特例を適用できないこととされました。 イ その適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ロ その適用年度終了の日において、大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人 ハ その適用年度終了の日において、普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（ロに掲げる普通法人を除きます。）</p> <p>○ 定額控除限度額の特例について、通算法人の定額控除限度額が、年800万円を各通算法人が支出する交際費等の額の比で配分した金額とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p>
(23) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例（措法66の11の4③④六・七、措令39の23の2③、措規22の12の2③、改正法附則39、改正措規11）	○ 通算法人に係る欠損金の通算の特例について、各通算法人への非特定超過控除対象額の配賦は、非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額（改正前：非特定欠損控除前所得金額）の比によることとする等の規定の整備が行われました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(24) 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例（措法66の11の5、改正法附則39）	○ 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例が措法に規定されました。この規定された内容は次のとおりです。 イ 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和14年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越期間の制限はないものとされます。 ロ 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和18年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額はその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とすることとされます。	同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(25) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 (措法66の12①、改正法附則39)</p> <p>(措令39の24、改正措令附則1)</p> <p>(措法66の12①、改正法附則39)</p> <p>(措法66の12②、改正法附則39)</p> <p>(措法66の12①)</p>	<p>○ 不適用措置の適用除外となる欠損金額に、銀行等保有株式取得機構の欠損金額が追加されました。</p> <p>○ 不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に敷地分割組合が追加されました。</p> <p>○ 不適用措置の適用対象に、通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度が追加されました。</p> <p>○ 通算法人が協同組合等に該当する場合又は清算中に終了する事業年度等において欠損金額が生じた場合に、その事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が大通算法人であるときは、その通算法人のその事業年度及び当該他の通算法人の同日に終了する事業年度については、欠損金の繰戻しによる還付制度における全体計算において欠損金額を配賦しないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>同上</p> <p>令4.4.1から施行されます。</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(26) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例 (措法66の13⑫、措令39の24の2⑫、措規22の13⑨)</p> <p>(措令39の24の2①、改正措令附則20)</p> <p>(措法66の13⑫～⑯、措令39の24の2⑫～⑯、改正法附則39)</p> <p>(措法66の13①)</p>	<p>○ 一定の事由に該当することとなった場合に特別勘定を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(令和4年3月31日以前に取得をした特定株式にあっては、5年)(改正前：5年)とされました。</p> <p>○ 特定事業活動に係る証明の要件について、その株式の保有が払込みによる取得の日から3年(改正前：5年)を超える期間継続する見込みであることとされました。</p> <p>○ 通算法人について、損金算入額の上限となる所得基準額が調整前通算所得基準額に相当する金額(その金額が125億円を超える場合には、125億円)とされるとともに、他の通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当初申告額と異なる場合であっても、当該他の通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額を当初申告額に固定する措置など、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>令4.4.1以後に取得する株式について適用され、同日前に取得した株式については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p> <p>—</p>
<p>(27) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (措法67の5①、措令39の28②③、措規22の18、改正法附則48)</p> <p>(措法67の5①、改正法</p>	<p>○ 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供した減価償却資産が除外されました。</p> <p>○ 本制度の適用対象となる中小企業者等から通算法人が除外</p>	<p>令4.4.1以後に取得等をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に開始</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
附則39) (措法67の5①)	されました。 ○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	する事業年度分の法人税について適用されま ず。 —
(28) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例(措 法68の2、改正法附則 50) (措法68の2)	○ 対象となる合併から出資を有しない法人のみで行う合併が 除外されました。 ○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。	令4.4.1以後に行われ る合併について適用 され、同日前に行われ た合併については、従 来どおり適用されま ず。 —